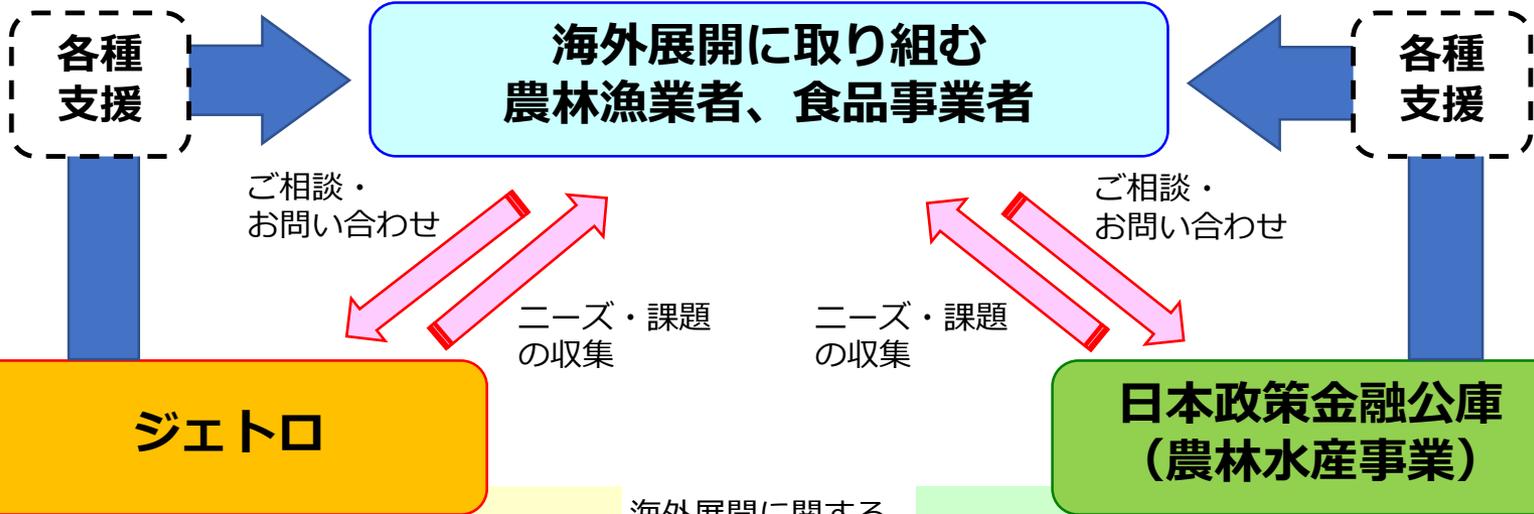


連携内容及び支援メニュー

1 海外展開に取り組む北海道の農林漁業者・食品事業者への連携支援スキーム



海外市場（買い手）の立場に立った商品展開（マーケットイン）に向け、道内どこでも利用可能なオンライン・現場支援メニューを提供

【主な支援】

- ①海外バイヤーとの商談機会の提供
「Japan Street」海外バイヤー専用オンライン・カタログサイト
- ②海外ECサイトを通じた海外販売機会の提供
「JAPAN MALL事業」
- ③各種マーケットイン輸出支援サービスのご提供
 - ・専門家による戦略策定から計画実行までの一貫支援
 - ・専門家による専門分野の個別課題スポット支援
 - ・現地農林水産・食品専門家による現地情報相談 等。

相談窓口	北海道貿易情報センター	道央地域および北海道全域のお客さま
	旭川相談窓口	道北地域のお客さま
	函館相談窓口	道南地域のお客さま
	帯広相談窓口	道東地域のお客さま

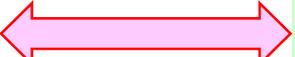
海外展開に関するニーズ等の情報提供



お客様の要望を踏まえ
取次・紹介



融資・経営支援に関するニーズ等の情報提供



- ◆ 情報・意見交換
- ◆ 各種商談会・相談会等の共催・後援・協力 等

ご相談内容に応じて、必要な支援メニューを検討

【主な支援】

- ①海外展開に必要な資金のご融資
＜主な活用例＞

輸出の事前準備に必要な資金	<ul style="list-style-type: none"> ・海外向けパンフレット作成費 ・海外スタッフの雇用費 ・海外商談の際の渡航費 	<ul style="list-style-type: none"> ・サンプル輸送費 ・海外展示会への出展費等
実際に輸出する際に必要な資金	<p>＜設備資金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出向け商品の製造開始に伴う工場拡張 ・食品パッケージ変更に伴う機械購入 等 	<p>＜運転資金＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸出事業拡大に伴う雇用費 ・商標登録費 ・海外渡航費 等

- ②経営支援サービスのご提供

国内外の貿易商社と契約・提携し、新たに輸出に取り組むお客さまに対して、試験的な輸出を支援する「トリアル輸出支援事業」をはじめ、お客さまのニーズ・課題にマッチした様々な提案や情報提供

相談窓口	札幌支店	下記以外の地域のお客さま
	北見支店	オホーツク地域のお客さま
	帯広支店	十勝・釧路・根室地域のお客さま

2 ジェトロ及び日本政策金融公庫（農林水産事業）の主な支援メニュー

ジェトロ

	名称	支援内容	サービス活用例	費用
オンライン対応	Japan Street	海外バイヤー専用会員制カタログサイトに自社商品を登録。関心を持った海外バイヤーからの要望に基づき、商談をアレンジ。	1 海外バイヤーと取引したい。 2 海外バイヤーのニーズ有無、バイヤーとの商談を通じて商品改良のポイントを知りたい。	無料
オンライン対応	JAPAN MALL	海外提携ECサイトに自社商品を登録。関心を持った提携ECサイトが円貨で買い取り。	1 海外市場での自社商品の販売を実現したい。 2 自社商品が海外で売れるか確認したい。	無料
オンラインと、日本や海外の現場で対応	国内専門家（パートナー/輸出プロモーター	事業計画立案（現地市場やバイヤー情報収集）から計画実行）まで専門家が伴走して一貫支援。	1 戦略策定に当たり現地市場やバイヤーの情報収集したい。 2 商談の立ち合いから契約までのサポートが欲しい。	無料（審査あり）
オンライン対応	国内専門家によるスポット支援	国際ビジネスで次発生する専門課題を個別に解決するお手伝い。	1 SWOT分析を行いたい。 2 商談準備について相談したい。 3 国際取引に関する法務・会計上の問題を解決したい。	無料
オンラインと現地の現場で対応	海外コーディネーター	海外の農林水産・食品分野の専門家がお客さまの海外ビジネスに関する相談を現地目線でお答え。	1 現地トレンド、商習慣を知りたい。 2 自社商品が現地で売れるか？競合商品を知りたい。	無料（制度・価格情報は有料）

日本政策金融公庫（農林水産事業）

（1）海外展開に取り組む農林水産・食品事業者向け資金制度

農林漁業者や食品企業が、自らの経営改善や国内農林漁業の振興のために、海外へ国産農林水産物やその他加工品を輸出する場合に必要な資金を、日本公庫農林水産事業の資金制度においてご利用いただけます。

◆農林漁業者向け資金制度

資金の使いみち	資金名	対象者	融資限度額
設備資金 ・輸出対応のための施設取得 ・保管倉庫の拡張 等	①農林経営基盤強化資金（スーパーL資金）	認定農業者（農業を営む個人・法人）	負担額（補助金を除く）の100%または次に掲げる額のいずれか低い額 個人：3億円 法人：10億円
運転資金（①、②のみ） ・事前準備に必要な諸経費 ・輸出事業拡大に伴う雇用費 ・商標登録費 ・海外渡航費 等	②漁業経営改善支援資金	漁業を営む個人・法人であって、「漁業経営改善計画」の認定を受けた方	負担額（補助金を除く）の80%以内※ ※融資限度額は、漁業種類等により異なりますので、詳しくは資金リーフレットをご参照ください。
	③農林漁業施設資金（共同利用施設、特別振興事業※）	農林漁業を営む方々の組織する法人・団体 ※資金使途が特別振興事業の場合は、特別振興事業を行う個人・法人	負担額（補助金を除く）の80%以内

◆食品産業向け資金制度（農林水産物・食品輸出促進資金制度）

食品流通改善資金

対象者	食品等製造業者またはそれらの組織する法人 食品等販売業者またはそれらの組織する法人 等
対象事業	認定を受けた輸出事業計画に従って実施される事業であって次に掲げるもの ・施設の取得等 ・特別の費用の支出もしくは権利の取得 ・他の事業者の株式もしくは持分の取得または他の事業者への出資
融資期間	10年超15年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	負担額の80%以内

食品産業品質管理高度化促進資金（HACCP資金）

対象者	食品の製造または加工を行う事業者
対象事業	認定を受けた輸出事業計画に従って実施される事業であって次に掲げるもの ① 建物の整備 ② 衛生管理設備の設置 ③ 監視制御システムのための機械、設備の設置 ④ ①～③と併せて、一体的に導入する生産施設の整備
融資期間	10年超15年以内（うち据置期間3年以内）
融資限度額	負担額の80%以内

（2）トライアル輸出支援事業

初めて輸出に取り組む農水産業者・食品企業が輸出の一連の流れを経験し、海外市場におけるニーズを把握することを目的とした輸出支援事業です。日本公庫と提携する貿易商社が、輸出の事前準備から手続き、販売までをサポートし、海外での売れ行き状況等をフィードバックします。